北部大阪都市計画用途地域の変更(池田市決定)

都市計画用途地域を次のように変更する。

都市計画用途地域を次のように変更する。							
種 類	面積	建築物の 容積率	建築物の建ペい率	外壁の後 退距離の 限 度	建築物の 敷地面積 最低限度	建 築 物 の高さの限度	備 考
第一種低層住 居専用地域	約25ha	10/10以下	5/10以下	隣地境界 線 より 1.0m	_	10. 0m	2.4%
	約153ha	10/10以下	5/10以下	道すを側界 1	_	10. 0m	14.5%
	約1. 4ha	15/10以下	6/10以下	-	_	10. 0m	0.1%
小 計	約179ha						17.0%
第一種中高層 住居専用地域	約464ha	20/10以下	6/10以下		_	_	43.9%
第二種中高層 住居専用地域	約19ha	20/10以下	6/10以下	ı	_	-	1.8%
第一種住居地 域	約160ha	20/10以下	6/10以下	_	_	_	15.2%
	約0. 4ha	30/10以下	6/10以下				0%
小 計	約160ha						15.2%
第二種住居地 域	約48ha	20/10以下	6/10以下	_	_	_	4.5%
	約0. 7ha	30/10以下	6/10以下				0.1%
	約15ha	30/10以下	8/10以下				1.4%
小 計	約64ha						6.0%
近隣商業地域	約26ha	30/10以下	8/10以下	-	_	_	2.5%
商業地域	約28ha	40/10以下	_	_	_	_	2.7%
準工業地域 	約62ha	20/10以下	6/10以下	_	_	_	5.8%
	約7. 4ha	20/10以下	8/10以下				0.7%
小 計	約69ha						6.5%
工業地域	約47ha	20/10以下	6/10以下	_	_	_	4.4%
合 計	約1, 056ha						100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

都市基盤の整備状況や土地利用現況等を踏まえて、合理的な土地利用と良好な市街地環境の形成を図るため、本案のとおり、用途地域の変更を行うものである。

